

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第 23 号	三田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
健やか育成課	<p><b>【改正趣旨】</b>  放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p><b>【関係法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年 1 月 30 日厚生労働省令第 159 号）</li> <li>・学校、児童福祉施設等におけるバス送迎の安全管理の徹底に係る関係府省令等の一部改正（令和 4 年 1 月 28 日文部科学省令第 41 号）</li> <li>・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）</li> </ul> <p><b>【改正内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 安全計画の策定等の義務化の規定の追加 <b>【第 6 条の 2】</b></li> <li>② 自動車を運行する場合の所在の確認の義務化の規定の追加 <b>【第 6 条の 3】</b></li> <li>③ 業務継続計画の策定等の努力義務化の規定の追加 <b>【第 12 条の 2】</b></li> <li>④ 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化の規定の追加 <b>【第 13 条第 2 項】</b></li> </ol> <p><b>【施行期日】</b>  令和 5 年 4 月 1 日</p>